

令和7年度 石井町 保育所等の利用のしおり



このしおりには、保育所等に関する手続きや必要な書類などについて、重要なことを記載しています。よくお読みのうえ、入所申請してください。

石井町 子育て支援課

も く じ

1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1)保育所等とは (2)申請前にご理解いただきたいこと	
2. 保育の必要性の認定について・・・・・・・・	2
(1)支給認定とは (2)認定要件 (3)保育必要量 (4)認定証交付	
3. 入所申込手続きについて・・・・・・・・	4
(1)提出物 (2)提出時の注意 (3)申込から入所まで (4)広域入所について (5)その他	
4. 保育料（利用者負担額）について・・・・・・・・	8
(1)保育料の算定について (2)保育無償化について	
5. 申込後、入所後の注意・・・・・・・・	10
6. Q&A ・・・・・・・・	11
7. 記入上の注意・・・・・・・・	13
8. 保育所等一覧・・・・・・・・	16
9. 各保育所等の紹介・・・・・・・・	18～

1. はじめに

(1) 保育所等とは

保育所等とは保護者のみなさんが、さまざまな事情のためにお子さんの保育をすることができないような状態にあるとき、保護者に変わりお子さんの健全な発達を図ることを目的に保育をおこなう施設です。よって、「集団に慣れさせたい」、「友達を作りたい」などの理由で利用はできません。

※保育所等とは、保育所(園)のほか、認定こども園(保育部)が含まれます。



(2) 申請前にご理解いただきたいこと

◎申込期間

令和7年4月から新しく入所を希望する場合

受付場所：石井町役場 子育て支援課

(継続児とその弟妹の新規入所申請は保育所等)

受付時間：8時30分～17時(土・日・祝日は除く)

一斉受付：令和6年11月18日(月)～令和6年11月29日(金)

※上記受付期間後の申込も引き続き行っています。

◎慣らし保育について

子どもたちは、保育所等という初めての集団生活を体験します。保護者と離れて過ごすことや、慣れない場所での生活や環境の変化に戸惑いや不安を持つことがあります。子どもたちの心身の負担を考え、保育所等の新しい環境に無理なく慣れることを目的として行う保育が「慣らし保育」です。

最初は、1～2時間程度の保育から始め、お子さんの年齢や状態に合わせて少しずつ保育時間を延ばしていきます。期間は2週間程度です。しばらくの間、早いお迎えをお願いすることになりますが、お子様にとって大切なものなのでご協力お願いいたします。特に、4月入所の場合は、入園式の次の日(土日は除く)から慣らし保育開始となりますので保護者様の就労等、復帰日に関しては家族やお勤め先とご相談をお願いいたします。

どうしても、就労等で、慣らし保育期間が不都合な場合は、一人ひとりの状態に合わせて対応していきますので、入所が決まった保育所等に事前にご相談くださるようお願いいたします。

最初のころは、新しい環境の変化に、どんな子どもも不安になったり、くっついて離れてくれなかったり、泣いたりすることもあります。しかし、何日か経つと保護者と離れるときは泣くけれど、保護者の姿が見えなくなると遊びだすようになってきます。環境になかなか馴染めない場合は、無理強いするのではなく子どものペースを尊重しながら進めていきましょう。手をつなぐ、抱っこするなどのスキンシップを十分心がけてあげてください。



◎土曜日の保育についてお願い

労働基準法により、1週間の就労時間が40時間以下とされています。そのため町内の各保育所等においては、保育に支障をきたさないよう十分配慮しながら、土曜日は職員が交代で休む勤務体制で保育をおこなっています。父母のどちらかが土曜休日の職場に勤務されているなど、土曜日に家庭で保育ができるご家庭につきましては、お子さんとのふれあいをより一層深めるためにも、ご家庭での保育にご協力をお願いいたします。

2. 保育の必要性の認定について



(1) 支給認定とは

保育所等の利用を希望する保護者の方は支給認定を受ける必要があります。

認定区分	対象児童	利用可能施設
3号認定	満0～2歳で「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望。	保育所(園)、認定こども園
2号認定	満3～5歳で「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望。	保育所(園)、認定こども園
1号認定	満3～5歳で幼稚園等での教育を希望。 ※1号認定については、各幼稚園・認定こども園、教育委員会へお問い合わせください。 (石井町教育委員会 088-674-7505)	幼稚園、認定こども園

(2) 認定要件

◎児童の保護者、同居する親族等が次のような事情により、児童に必要な事由がある場合

- ☐ 就労(フルタイム・パートタイム・夜間・居宅内労働など基本的に全ての労働を含む)

※ 1月あたり64時間以上働くことが条件になります。

- ☐ 求職活動(起業準備を含む)
- ☐ 親のいない家庭 (死亡、行方不明、拘禁などの理由)
- ☐ 母親の出産等 (※入所にあたり基準があります)
- ☐ 就学(職業訓練など)
- ☐ 疾病・傷害等
- ☐ 病人の介護のため
- ☐ 虐待やDVの恐れがあること
- ☐ 育児休業明け
- ☐ 災害復旧のため
- ☐ 一人親家庭で、保育ができない状況
- ☐ その他、町長が保育が必要と認める場合
- ☐ 前年度、保育料の滞納がないこと。



※ 入所(園)すべき緊急性の高い児童の状態を考慮し、決定していきます。

※「集団に慣れさせるため」「友達を作るため」などの理由では入所できません。

(3) 保育必要量

◎保育利用時間について

保護者の利用条件に応じて、保育短時間と保育標準時間に区分されます。利用時間に応じて保育料(利用者負担額)が異なります。

保育の必要量	利用時間	認定要件
保育標準時間	最大 11 時間	就労時間が月 120 時間以上、妊娠・出産(産前 8 週産後 8 週まで)、DV や虐待の恐れがあること、災害復旧等
保育短時間	最大 8 時間	就労時間が月 64 時間以上 120 時間未満、求職活動中(90 日まで)

※標準時間認定となる場合でも、保育短時間を希望することもできます。

※認定要件が介護・看護・疾病・就学の場合は、時間により保育の必要量が異なります。

※就労時間が週平均30時間未満であっても就労の時間帯によっては標準時間となります。

※父母等の認定要件が異なる場合、有効期間が短い認定要件での認定となります。

※保護者の就労時間(送迎時間も含む)と保育利用希望時間に合わせ、算定します。また、通常の保育時間を超えた利用の場合は、延長保育を利用することもできます。(延長保育の利用料金、申込等は各施設により異なります。)また、「保育標準時間」と「保育短時間」の設定や延長保育の時間などは各施設によりこととなりますので利用を申し込まれる前にご確認くださいようお願いいたします。

(4)認定証交付

・令和7年4月入所の方は、新年度の入所に向けた申請が集中することが見込まれるため、支給認定証の交付が遅れることがあります。

・その後申込みをされた方は、入所内定次第随時、支給認定書を交付します。

・認定号の変更、転出時や退所時には回収させていただきますので“認定証”は無くさないようお願いいたします。

・満3歳に達することによる3号から2号認定への切替えは、職権変更により行うため、手続きは不要です。保育料は、変わりません。

※支給認定証は任意発行となりました。認定申請時に保護者から申請があった場合のみ発行します。



3. 入所申込手続きについて



(1) 提出物

- ☐ 教育・保育給付認定申請書兼保育所等入所申込書(現況届)〈児童 1 人につき1部〉
- ☐ 保育所入所申込補助票〈児童1人につき1部〉
- ☐ 各種証明書・申請書〈きょうだいで1部で可〉

◎保育を必要とする事由と証明書類

保育の必要な理由	証 明 等	理由に必要な書類等
就労	就労証明書	必ず、お勤めの事業所で証明を受けてください。 自営業・農業の場合は、確定申告か、町申告の職種が記載されているところの写し。または、民生委員の証明。
疾病	疾病状況申請書	かかりつけの病院で証明を受けてください。
障がい		障がい者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の写し等。
介護	介護状況申請書	介護される方のかかりつけの病院で証明を受けてください。
看護	看護状況申請書	看護される方のかかりつけの病院で証明を受けてください。
妊娠・出産		母子手帳の写し。(出産予定日が分かるところ)
求職(起業準備)中	求職活動等申告書	入所後90日まで。その期間に就労等できない場合は、退所となります。
就学	学生の場合	在学証明書
	職業訓練を受ける場合	職業訓練を受けることを証明できる書類
DV 等		書類は必要ありませんが、申請時に相談機関等をお聞きます。
その他		保育を必要とする書類

- ※ 事業所の本社が県外の場合は、お勤めの支所、営業所での証明でかまいません。
- ※ 書類等が、事実と相違したところがある場合は、保育所等の入所ができなくなることがあります。
- ※ 支給認定等に係る認定事務が、特定の時期に集中し、審査に時間がかかる場合があり、30日以上になる場合もありますのでご了承ください。
- ※ 石井町から転出された場合は認定できません。
- ※ 家庭での保育が可能となった場合は退所となります。
- ※ “保育の必要性を証明する書類等”、“支給認定申請兼保育所等入所申込書”等に虚偽があった場合には入所をお断りさせていただくことがあります。
- ※ 就労について、内容確認のため石井町から事業先に連絡を入れることがあります。
- ※ 転職された場合は、すみやかに保育所等に連絡をし、再度、就労証明書を事業主から記入してもらい提出してください。

保育必要量や認定区分が月途中で変更した場合、利用者負担額(保育料)が変わりますので、認定変更があった場合はすみやかに証明書を提出ください。正当な理由なく変更の届出を行わなかった場合は、子ども・子育て支援法第24条により認定の取り消しを行う場合があります。

(2)提出時の注意

◎マイナンバー利用事務について

・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行及び子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、平成 28 年 1 月1日以降保育所等を利用する方は各種申請手続きの際、個人番号(マイナンバー)の記載が必要となりました。制度の主旨をご理解いただき、「保育所支給認定申請書兼保育所等入所申込書」にマイナンバーの記載にご協力をお願いします。

・申請書等を提出の際には、本人確認(番号確認と身元確認)が必要となりますので次の書類をご持参ください。

〈保護者本人が提出される場合〉

①世帯員のマイナンバー確認ができるもの ②本人確認ができるもの

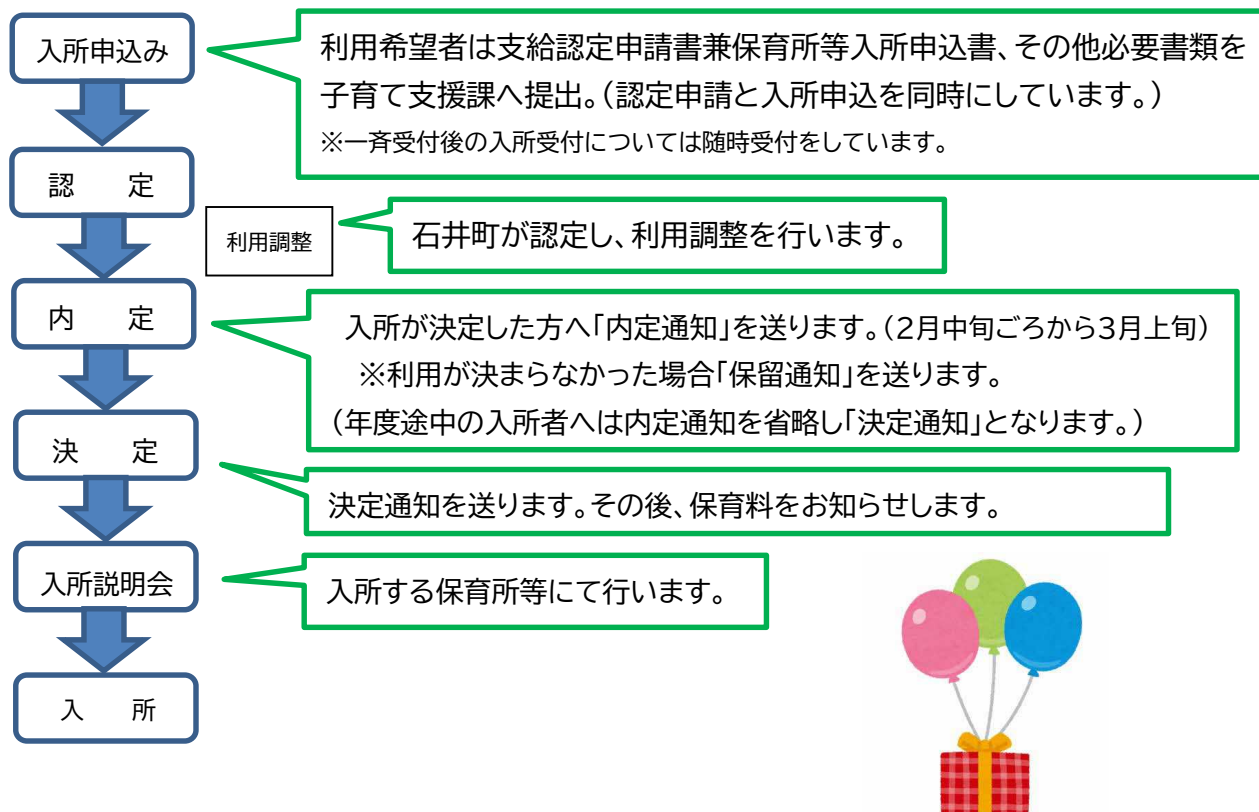
〈代理人(保護者以外)が提出される場合〉

①世帯員のマイナンバー確認ができるもの ②本人確認ができるもの ③委任状

(子育て支援課にあります)

マイナンバー確認資料 (正しいマイナンバーであることの確認)	本人確認資料
☐ マイナンバーカード ☐ 通知カード ☐ マイナンバーが記載された住民票の写し	☐ マイナンバーカード ☐ 運転免許書 ☐ パスポート ☐ 身体障害者手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 在留カード <u>上記書類が困難な場合(以下の書類2種類)</u> ☐ 公的医療保険の被保険証 ☐ 年金手帳 ☐ 児童扶養手当証書 ☐ 特別児童扶養手当証書

(3) 申込みから入所まで



〈注意事項〉

- ・4月入所希望の方は、期限が過ぎても受付はしますが、次の選考としますので、利用調整ができ次第、利用予定保育所の内定通知を行います。
- ・入所保留となった場合は、「入所保留通知」を1回のみお送りします。1度ご提出いただいた申し込みは、令和8年3月31日まで有効です。
- ・利用調整で保留となった方は、自動的に次月の入所調整にかけさせていただきます。入所申請を取り下げの場合は連絡をお願いいたします。
- ・引き続き保留となった場合の連絡や通知はしません。入所が出来る場合は、入所可能な前月にお知らせします。
- ・申込書に記載された保育所以外は、利用調整ができませんので、出来るだけ第2希望以降もご記入ください。
- ・希望保育所等が受け入れ出来ない場合など、第1希望に入所出来ない場合があります。ご了承ください。

◎利用調整について （国が示している優先順位事項）

ア. ひとり親家庭 イ. DV・虐待等 ウ. 生活保護世帯(就労による自立支援につながる場合)
エ. 障がいがある子ども オ. 就学前の児童(5歳児のみ) カ. 生計中心者の失業等 キ. 育児休業明け
ク. 保護者が保育士資格所有で、保育施設等に就労する場合。
ケ. 兄弟姉妹について同一の保育所等の利用を希望される場合

※ 利用施設の決定に当たっては、保護者の就労状況、家庭状況などを確認し、子どもが優先的に保育を利用できるように、調整します。

※ ただし、優先順位が高い場合でも施設等の空き状況により希望する施設に入所できない場合がありますのでご了承ください。



◎広域利用について

① 石井町に転入予定の方

申請期日内に、石井町在住の方と同じように申し込みをしていただきます。ただし、利用期日までに石井町に転入されることが条件です。事前に、子育て支援課窓口にてご相談ください。

② 石井町に転入されない方(石井町外からの広域利用)

石井町に転入されない方で、石井町の保育施設の利用を希望される方は、事前に子育て支援課にてご相談ください。ただし、利用調整につきましては石井町内在住の方を優先させていただきます。

③ 石井町に居住しているが、他の市町村の保育施設を利用したい場合(町外への広域利用)

希望する保育所の所在市町村の定める期日までに、子育て支援課にて申請をしてください。他の市町村との利用調整を行います。希望する市町村の入所状況により希望の利用施設に入所できない場合もあります。事前に希望する市町村の保育所担当課に確認をしてください。

◎その他

※ クラス編成については、各保育所等の入所児童数や保育士の人数により、混合のクラス編成となる可能性もありますのであらかじめご了承ください。

※ 心身に障がいがあるお子さんや重いアレルギーのあるお子さんなど特別な支援が必要なお子さんの利用に当たっては安心した保育の提供ができるように、受け入れ体制を考慮し、保育環境を整える必要がある場合がございますので、事前に必ず、子育て支援課・各保育所等にご相談ください。

※ 支給認定証は、施設の利用に必ず必要です。無くさないように大切に保管してください。

※ 内定通知をもらっていても、内定の段階で、保育所等の状況により入所時期の延長や入所取り消しとなる場合もあります。

※ 利用が内定していた又は、入所が決まっているが、育児休業を2か月以上延長し入所を延期する場合は、再度待機扱いになります。

※ 保育所等の保育理念や保育内容、保育時間等は、それぞれ異なりますので、ご希望の保育所等へ直接お問い合わせや、見学等を行い、あらかじめご確認してお申込みください。

※ 0歳児、1歳児の途中入所は申込者が多く例年難しい状況ですので、ご了承くださいますようお願いいたします。

4. 保育料（利用者負担額）について

(1) 保育料の算定について

保育料は、石井町保育施設の利用者負担額に関する規則にて、保護者（父母等）の市町村民税所得割額の合算により決定します。ただし、生計中心者が祖父母の場合（税の扶養に取っている場合）は、祖父母等の税額で決定することもあります。

※ 4月は事務の集中により、保育料の決定が遅れる場合があります。決定次第お知らせします。

※ 保育料の集金については、入所された保育所等で集金しますので、月の10日までをお願いします。

※ 保育料の切り替え時期は原則毎年9月となり、保育料の見直しを行います。

※ 保育料の切り替え時期

保育所等の利用月に応じて、算定の基礎となる年度が異なります。4～8月は前年度、9～3月は当年度分の市町村民税額により保育料を算定します。基準年度切り替えに伴い、再度保育料を通知しますのでご確認ください。

令和 7 年					令和 8 年				
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月 2月 3月
令和 6 年度の市町村民税所得割額により算定					令和 7 年度の市町村民税所得割額により算定				

※ 保育料は規則により町内で一律同じですが、保育費として入所施設によって、必要経費を上乗せて徴収する場合がありますので、事前にそれぞれの保育所等にお問い合わせください。

(2) 保育料の負担軽減について

○ 令和元年10月より、幼児教育・保育の無償化が実施され、3歳児から5歳児の全ての子どもと市町村民税非課税世帯の0歳児から2歳児の保育料が無償となりました。

○ 石井町独自の無償化施策として、以下の施策を行っています。

① 0～2歳児の第2子以降の保育料を無償化

※ 第1子が18歳未満の場合。申請は不要です。

② 3歳児から5歳児の主食費及び副食費（おかず・おやつ代等）を負担

※ 所得に関わらず、月額 5,000 円を免除しています。施設が徴収する副食費の額が 5,000 円を上回る場合、差額をお支払いいただくことがあります。詳細は各保育所等にお問い合わせください。

また、主食費につきましては、副食費と同様月額 1,000 円までの補助があります。

○ 保育料は前年度または今年度の市町村民税所得割額により決定されますが、保護者が震災、風水害等により居住家屋等が著しい損害を受けたときや保護者の収入が事業の休廃止などにより著しく減少したときには、保育料が減免になる場合があります。申請が必要になりますので、詳しくは子育て支援課までご相談ください。



令和7年度 石井町保育料表

●3号認定(0～2歳児)

(単位:円)

階層		認定基準	保育標準時間認定	保育短時間認定
第1	A	生活保護世帯等	0	0
第2	B	市町村民税非課税世帯	0	0
第3	C	市町村民税所得割課税額	12,150円未満	14,000
第4	D		24,300円未満	17,000
第5	E		48,600円未満	19,500
第6	F		57,700円未満	24,000
第7	G		77,101円未満	26,000
第8	H		97,000円未満	28,000
第9	I		121,000円未満	30,000
第10	J		145,000円未満	36,000
第11	K		169,000円未満	43,000
第12	L		235,000円未満	52,000
第13	M		301,000円未満	54,000
第14	N		301,000円以上	57,000

※ひとり親世帯等において、市町村民税所得割額が、77,101円未満(第1A 階層及び第2B 階層を除く)

である場合、満3歳未満保育認定子どもの利用者負担額の月額が7,000円とします。

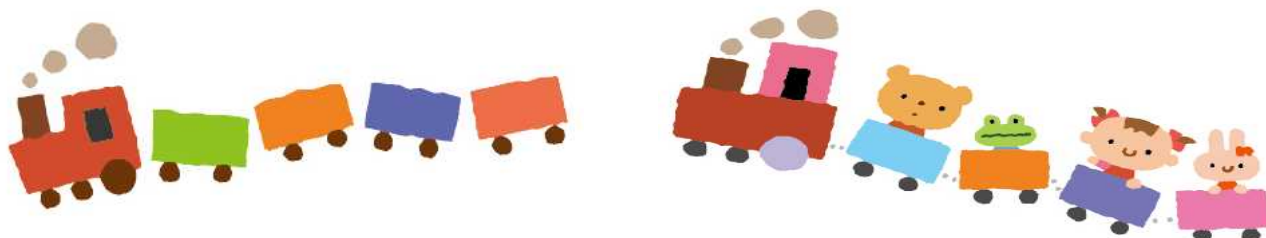
※生計を一にする世帯において、18歳未満の子どもがいる場合の利用者負担額の月額は、この者のうち上から数えて第2子以降の満3歳未満保育認定子どもについては0円とします。

※保育標準時間とは最長11時間利用、保育短時間とは最長8時間利用をいいます。

※月途中で退所した場合であっても当月分の利用者負担額は1ヶ月分が必要になります。

※1ヶ月すべてお休みされても、その月の利用者負担額は納付していただく必要があります。

※延長保育を利用される場合は、別途負担が必要です。各園により金額に差がある場合があります。

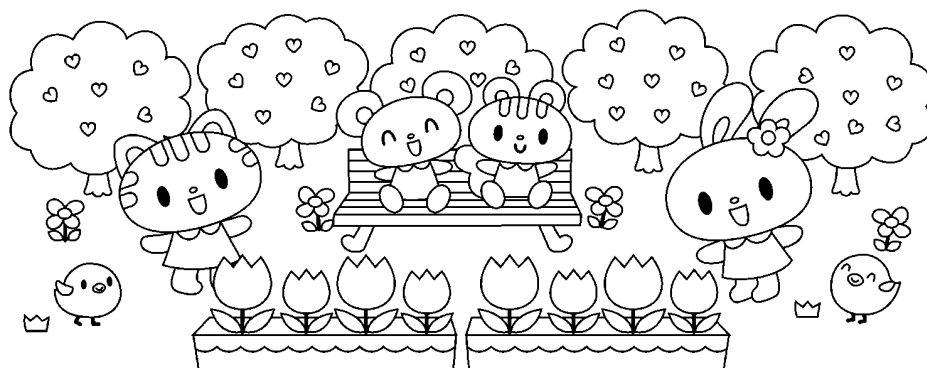


5. 申込後(入所後)の注意

- 保育所等の入所内定(決定)後、各保育所等で入所説明があります。(各保育所等から連絡があります。)
- 入所できる期間は認定の理由によって異なります。承諾期間を過ぎた年度内の延長については相当の理由がないとできません。
- 入所決定日までに転入できない等、入所の要件が整わない場合には、保育の実施を解除します。
- 保育所等の変更について、年度の途中での転所転園は、基本的に認められません。
- 年度の途中に退所する場合は、退所する日の10日前までに退所届けを入所中の保育所等へ提出してください。また、認定書の返還をお願いします。
- 各種変更等があった場合は必ず子育て支援課へ届けてください。

- ・支給認定「保育を必要とする理由」が変わった場合
- ・住所が変わった場合
(石井町から転出した場合、有効期間内であっても支給認定証は無効になります)
- ・家庭の状況が変わった場合
(婚姻・離婚・弟妹の出生等家族の増減、世帯分離した場合、祖父母と同居した場合等)

- 入所にあたり、児童の成長に関することや健康面、発育状態などで、ご心配なことがありましたら、各保育所等または、子育て支援課へ事前にご相談ください。
- 食物アレルギーなどのあるお子さんについては、アレルギーに対応した食事の提供を可能な範囲で行っています。医師の意見書や診断書などは、入所する施設の指示する日までにご提出ください。
- 台風などの自然災害により、登所・降所に危険が予想される場合や判断された場合には、登所の自粛や早めのお迎えの依頼をさせていただく場合がありますのでご了承ください。



6. Q&A

保育の入所等に関すること



Q1 保育所等は、申し込みれば必ず入所できますか？

A. 地域や各保育所等の受け入れ年齢の違いがあります。特に0歳～3歳のお子さんは申込みが多く、大変入所しにくい状況です。そのため、入所希望をしても希望通りの保育所に入れないこともありますのでご了承ください。継続児の場合は、現在入所している保育所等に、優先的に入所できるように、また、下のお子さんもできるだけ一緒に入所できるように調整いたします。

注)「集団生活に慣れさせるため」「友達ができるから」「下の子に手がかかるから」「上の子だけ」という理由だけでは入所できません。

Q2 求職活動中でも入所できますか？

A. 求職活動中、求職活動予定の方は、“求職活動申立書”を提出の上、90日以内に就労をしていただくことが条件となります。就労開始をした場合は、直ちに保育所等、又は子育て支援課に“就労証明書”を提出してください。

Q3 下の子が生まれますが、出生前の予約申込みはできますか？

A. 出生してからの申込みとなります。出生届けを提出した日からの仮申請は可能です。石井町内の保育所等は、6ヶ月を迎えてから預かることができます。

Q4 窓口申込みに入所希望児童の同伴は必要ですか？

A. 窓口の申込み時には同伴の必要はありません。入所が決まったら、その保育所等より、面接がありますのでそのときに同伴させてください。

Q5 現在、入所申込みをしており待機ですが、令和7年度4月入所のための再度申込みは必要ですか？

A. 申込みが必要です。保育所等の申込みは、年度ごととなっています。令和6年度の申込みは令和7年3月31日が有効期限です。再度申込みをお願いいたします。

Q6 空きのない保育所等も申込みますか？

A. 在園児の退所などで空きが出た場合、それまでに申込みのあった方が入所対象者となります。入所の希望があれば申込みをしておいてください。

Q7 申込み前に保育等の見学は必要ですか？

A. 事前に各保育所等に連絡の上、できるだけお子さんと一緒に見学をしてください。保育内容や保育所等開所時間内に送迎可能か等をご自身でご確認ください。保育所等の方針や雰囲気等も説明を受けることができます。

Q8 申込みの順が早いほうが有利ですか？長く入所待ちしているほど優先されますか？

A. 基本的には申し込みの順や、入所待ちの実績は考慮しません。保育の必要性の高い順となります。

Q9 欠席した場合、保育料は日割り計算されますか？

A. 原則、月単位での集金となります。欠席についても日数に関わらず保育料はお返しすることはできません。

Q10 ひとり親家庭の保育料は無料ですか？

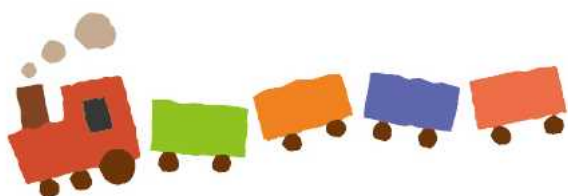
A. 保育料は世帯の住民税で算定されるため、無料とは限りません。

Q11 入所後の慣らし保育について

A. 入所以降に始めます。慣らし保育の期間は、お子さんの年齢や状態を一番に考えながら、保育所等によりそれぞれ異なります。各保育所等に相談してください。なお、入所以前に行うことはできません。

Q12 家庭の状況等が変わったら報告をしないではいけないのですか？

A. 婚姻・離婚・弟妹の出生等家族の増減、世帯分離した場合、祖父母等と同居や別居した場合などは必ず子育て支援課へ届けてください。保育料が変更になる場合があります。



一時保育について

一時保育とは、短期的な就労、病気や冠婚葬祭、私的な理由等により一時的に保育ができない場合に、保育園で一時的に保育をする制度です。保護者の疾病や冠婚葬祭で緊急に保育が必要なときや、保護者の育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消のために一時的に保育が必要なときにご利用できます。

※ 利用については、認定書は必要ありません。利用年齢や利用料金、利用時間などは、次の施設に直接おたずねください。

☆ 実施施設

光の子保育園

幼保連携型認定こども園 さくら認定こども園

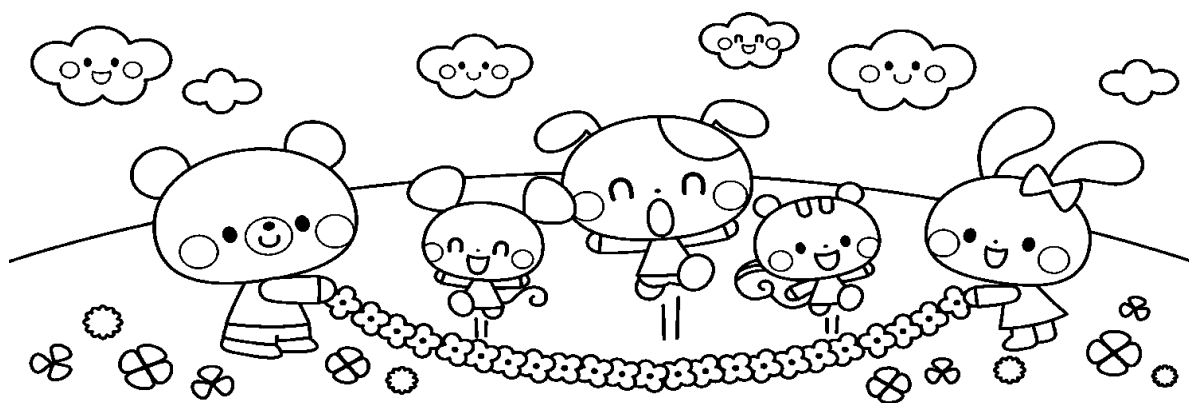
いしいキッズ



7. 記入上の注意

- 教育・保育給付認定申請書兼保育所等入所申込書(現況届)は児童 1 人につき1枚使用してください。
- 「①世帯の状況」欄は、同居者全員を記入してください。児童の父母兄弟姉妹は別居の場合でも記入してください。
- 「④保育の利用を必要とする理由」欄は、入所申込みができる要件(P.2)をよく読み、該当する理由に○をつけてください。
- 令和7年度の入所対象児の年齢は以下の通りです。

年齢児	該当生年月日
0 歳児	令和 6 年4月2日(生後 6 ヶ月を経過している子ども)
1 歳児	令和 5 年4月2日 ~ 令和 6 年4月1日
2 歳児	令和 4 年4月2日 ~ 令和 5 年4月1日
3 歳児	令和 3 年4月2日 ~ 令和 4 年4月1日
4 歳児	令和 2 年4月2日 ~ 令和 3 年4月1日
5 歳児	平成 31 年4月2日 ~ 令和 2 年4月1日



令和 年 月 日

2号・3号

教育・保育給付認定申請書兼保育所等入所申込書（現況届）

石井町長 殿
次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定の申請及び保育所等の入所申込み（現況届け/継続児確認）をします。

※継続児のみ回答してください

☐継続 ☒転園 の申請

記入例

受付印

ふりがな	いしい ふじっこ	性別	生 年 月 日	個人番号
申請児童名	石井 ふじっこ		平成・令和 〇年 〇 月 〇 日	
令和7年4月1日現在の年齢			3 才	
ふりがな	いしい たろう	続 柄	連絡先	自宅 088-674-xxxx
保護者名	石井 太郎	父	連 絡 先	携帯 (父) 090-1234-xxxx
				携帯 (母) 080-1234-xxxx
住 所	〒779-xxxx 名西郡石井町高川原字高川原〇〇〇-〇			

①世帯の状況（申請児童を除き記入、別居していても生計同一の子どもがいる場合はその子どもも記入してください。）

児童の世帯	ふりがな 氏 名	児童との 続柄	生 年 月 日	職 業 等	同居の 有無
	1 いしい たろう 石井 太郎	父	昭・平・令 〇年 〇月 〇日	会社員	同・居 別・居
	個人番号				
	2 いしい はなこ 石井 花子	母	昭・平・令 〇年 〇月 〇日	パート	同・居 別・居
	個人番号				
	3 いしい いちろう 石井 一郎	兄	昭・平・令 〇年 〇月 〇日	小学校4年生	同・居 別・居
	個人番号				
	4 マイナンバーは、全員令記入してください。		昭・平・令 年 月	令和7年4月時点の学年で記入	同・居 別・居
	個人番号				
	5 該当部分は、記入をしてください。		昭・平・令 月 日		同・居 別・居
個人番号					
6 年 月 日				同・居 別・居	
個人番号					
生活保護適用の有無	有(年 月 日開始)・無		家庭の状況	ひとり親家庭 ・ 左記以外	
障がい者手帳等の有無	有(氏名)・無		育休・産休明けの日 (産休・育休取得者のみ)	年 月 日予定	
令和6年1月1日時点の住所	父	石井町・石井町外(徳島 市・町・村 〇〇町△△	転入予定 有 (予定日 年 月 日)・無		
	母	石井町・石井町外(市・町・村	転入予定 有 (予定日 年 月 日)・無		
令和7年1月1日時点の住所	父	石井町・石井町外(市・町・村	転入予定 有 (予定日 年 月 日)・無		
	母	石井町・石井町外(市・町・村	転入予定 有 (予定日 年 月 日)・無		

②利用を希望する施設

利用希望施設	利用施設名	希望理由
	第1 ▲▲ (保育所(園)・認定こども園	家から近いため
	第2 ●● (保育所(園)・認定こども園	
	第3 ■■ 保育所(園)・認定こども園	
	第4 ■▲ (保育所(園)・認定こども園	
第5 ●▲ 保育所(園)・認定こども園		

③利用を希望する期間と必要量

利用希望期間	令和 7年 〇月 1日 から 令和 8年 3月 31日まで
希望保育時間	〇時 〇〇分 から 〇時 〇〇分 まで
希望利用曜日	☒ 月 ☒ 火 ☒ 水 ☒ 木 ☒ 金 ☐ 土
希望保育必要量	保育標準時間(おおむね11時間)・保育短時間(おおむね8時間)

該当するものに
チェックしてください。

④保育の利用を必要とする理由

就 労 の 状 況 等	保護者 続 柄	保育を必要とする理由			
	父	☒ 就労 (月時間: 12〇時間以上・120時間未満)	☐ 求職活動		
		☐ 妊娠・出産(出産予定日:令和 年 月 日)		☐ 就学(令和 年 月 日から)	
		☐ 疾病	☐ 障がい	☐ 介護	☐ 看護
		☐ 災害復旧	☐ DV等	☐ その他()	
	母	☒ 就労 (月時間: 12〇時間以上・120時間未満)	☐ 求職活動		
		☐ 妊娠・出産(出産予定日:令和 年 月 日)		☐ 就学(令和 年 月 日から)	
		☐ 疾病	☐ 障がい	☐ 介護	☐ 看護
		☐ 災害復旧	☐ DV等	☐ その他()	
	家庭の状況 (優先利用事由)	☐ ひとり親 ☐ 世帯員に障がい者がいる ☐ 生計中心者が失業 ☐ 生活保護世帯 ☐ 虐待・DVのおそれ ☐ 兄弟同時利用 ☐ 継続児 ☐ 育児休業明け ☐ 保護者が保育士資格有で保育施設等に就労する場合 ☐ その他			
備 考					

石井町長宛

上記のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定(2・3号)を申請します。なお、石井町が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定、利用者負担額、副食費徴収免除及び補足給付事業に必要な市区町村民税の情報(同一世帯を含む)及び世帯情報を閲覧・調査すること、また、その情報に基づき決定した利用者負担額等について特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

令和 年 月 日 保護者名 石井 太郎

支給認定書の交付の有無について 必要 ・ 不要

※事務の集中等により保育の必要性の認定、利用施設の調整により利用決定が3月

支給認定証について
お聞きしています。
必要、不要のどちらかに○
をつけてください。

ください。

これより以下は町の

認定区分	支給認定期間				必要量	兄弟姉妹申請	認定の可否
2号 3号	令和 年 月 日	令和 年 月 日	標準時間	短時間	有 ・ 無	可 ・ 否	
入所決定施設	☐ さくら認定こども園 ☐ 光の子保育園 ☐ いいキッズ ☐ ☐ 気延のりの保育園 ☐ 浦庄保育所 ☐ 高原保育所 ☐ ☐ 高川原保育所 ☐ その他()				保育料軽減措置		
階層(町)	階層(国)	保育料		保育料軽減措置			
		有 ・ 無					
利用期間	年 月 日～ 年 月 日						
実保育必要時間	1日あたり 平均時間	×	月平均日数	→	月あたり平均保育 必要時間(通勤へ含む)		
					施設 受け取り印		

令和7年度 保育所等一覧表

施設区分	設置種別	施設名	所在地	電話番号	定員	受け入れ年齢	保育時間（2号・3号）	
							保育標準時間	保育短時間
保育所	町立	浦庄保育所	浦庄字国実 115—1	674-6792	70	6ヶ月～3歳児	8:00～19:00	8:30～16:30
		高原保育所	高原字西高原 214—1	674-3289	70	6ヶ月～3歳児	8:00～19:00	8:30～16:30
		高川原保育所	高川原字高川原 202—1	674-6849	60	6ヶ月～3歳児	8:00～19:00	8:30～16:30

※町立保育所開所時間は 7:30から19:00までです。

早朝延長保育は7:30から8:00まで。夕方の延長は19:00までしています。

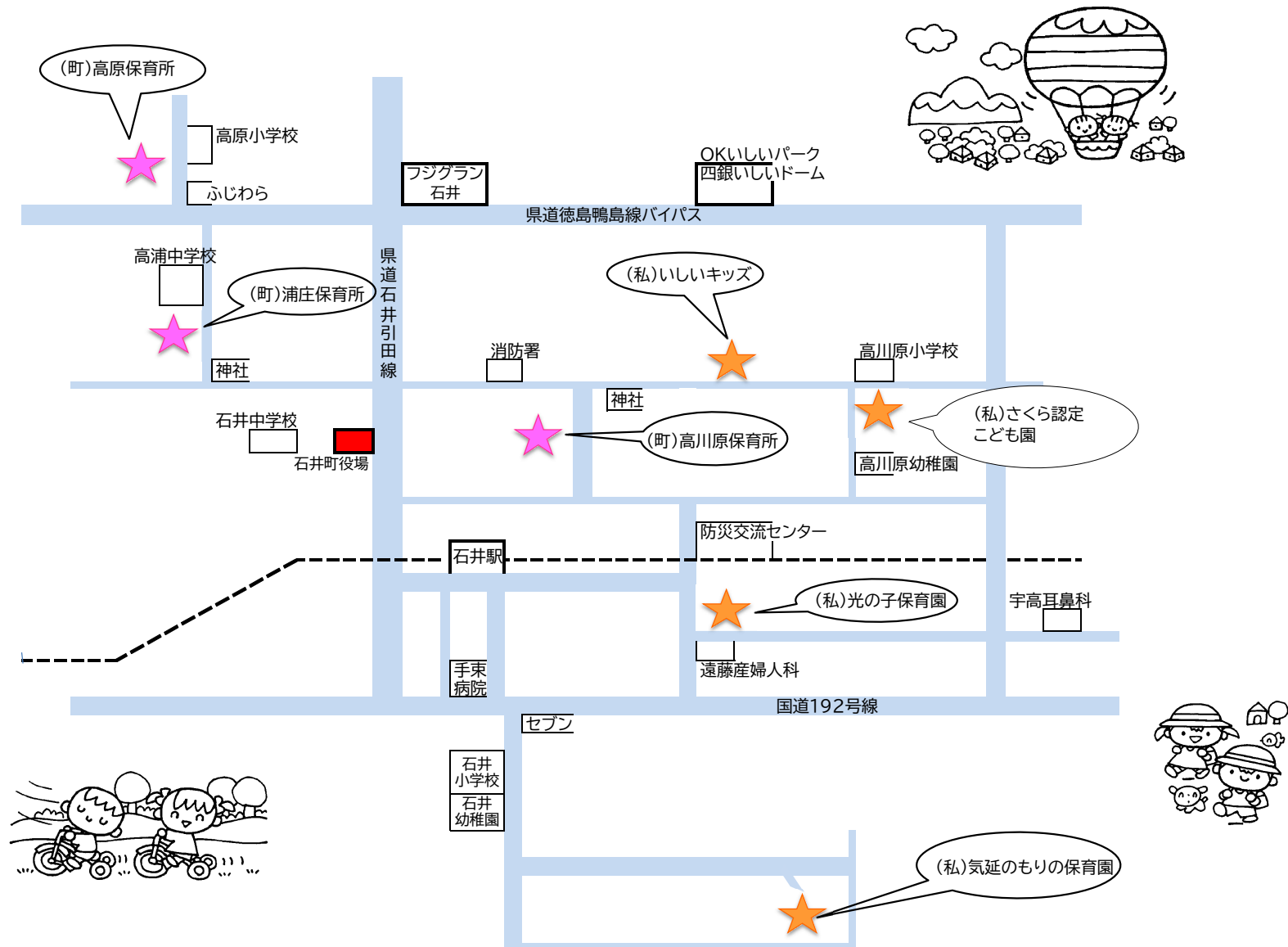
施設区分	設置種別	施設名	所在地	電話番号	定員	受け入れ年齢	保育時間（2号・3号）	
							保育標準時間	保育短時間
保育所	私立	光の子保育園	石井字石井 556—5	674-2530	90	6ヶ月～5歳児	7:45～18:45	8:30～16:30
		いしいキッズ	高川原字高川原 313—9	674-7898	45	6ヶ月～1歳児	7:45～18:45	8:30～16:30
		気延のものの 保育園	石井字石井 2033—2	674-8355	90	6ヶ月～3歳児	7:45～18:45	8:30～16:30

※私立保育園、認定こども園等開所時間は 7:15から18:45までです。延長保育については各園にご確認ください。

施設区分	設置種別	施設名	所在地	電話番号	定員	受け入れ年齢	保育時間（2号・3号）	
							保育標準時間	保育短時間
幼保連携型 認定こども 園	私立	さくら認定 こども園	高川原字高川原 1254-1	675-0280	100	2歳児～5歳児	7:15～18:15	8:30～16:30
						満3歳児～ 5歳児	教育標準時間（1号）	
							9:00～13:00	

※ 2, 3号認定のお子様は、石井町が定める保育所の保育料金となります。

※ 土曜保育については、各園にご確認ください。





社会福祉法人 イエス団

徳島県名西郡石井町石井字石井556-5 電話 088-674-2530 <https://www.hikarinoko.biz>

光の子保育園



子どもたちの心の育ちを大切に 保育を続けている保育園です



【概要】

- 敷地 954.85㎡(南園庭兼駐車場1404.00㎡)
- 建物 712.61㎡
- 本館棟 鉄筋造三階建 379.99㎡(昭和50年築)
- 旧館棟 鉄筋造二階建 173.60㎡(昭和47年築)
- 保育センター棟 鉄骨造二階建 159.02㎡(平成12年築)
- 設置・経営主体 社会福祉法人イエス団
- 法人理事長 神崎清一
- 法人本部事務局 神戸市中央区吾妻通5丁目2番20号
- 施設長(園長) 黒田信雄

【保育内容】

- 保育(開所)時間 平日 7時15分～18時45分
土曜 7時45分～16時45分

●保育方針・保育目標

「イエス団の保育」とキリスト教保育精神に基づき、保護者との親密な協力のもとに、子ども達が「光の子」のようになって欲しいという願いをもって保育します。

- ー 私たちは、子ども一人ひとりが神様から委ねられた賜物ととらえ、全人格的な成長を育む保育の実践に努めます。
- ー 私たちは、家庭一つひとつが子どもの背景と位置づけ、その違いを受け止めつつ、(保護者と)共に育ち合う保育の実践に努めます。
- ー 私たちは、光の子にかかわるすべての人達の人権を守り思いやりと愛を醸し出す保育の実践に努めます。

【費用】

- 保育料…ご家庭の住民税やお子さんの年齢によって違います。3歳児以上の保育料負担はありません。
- 主食費(3才以上児のみ)…1000円(月額)
- 延長保育料…100円～2,000円(月額)
※7時45分までに登園、18時45分以降
- その他
- ①PTA会費…200円(月額)
- ②その他、個人負担となるものがあります。絵本代・個人道具代など。

【職員数】

園長	1名	主任保育士	3名
保育士	10名	栄養士	1名
准看護師	1名	調理師	2名
非常勤保育士	5名	その他	1名

(2024年10月現在)

【園児現員】

0才児	9名
1才児	18名
2才児	21名
3才児	27名
4才児	12名
5才児	名

【保育園の一日】

時間	0才児	1才児	2才児	3才児以上
7:15～	開園・受入準備			
7:30～9:00	受入	受入・自由遊び		
9:00	自由遊び			
10:00	間食	課題保育	間食	自由遊び
10:30	給食	朝の集まり		
11:00		給食	課題保育	課題保育
11:30	お昼寝		給食	給食
12:00		お昼寝	お昼寝	お昼寝
13:00				
14:00	自由遊び			
15:00	おやつ			
16:00	自由遊び(戸外・室内遊び)			
17:00				
18:00	順次、降園			
18:45	閉園(戸締り・消灯)			

【保育園の一年(主な行事)】

4月	入園式
5月	遠足・個人懇談
6月	花の日・歯科検診・内科検診
7月	七夕・プール開き・夏祭り・一泊保育
8月	
9月	総合防災訓練・敬老週間
10月	運動会
11月	バザー・収穫感謝祭・個人懇談
12月	クリスマス祝会
1月	もちつき
2月	節分・表現会
3月	ひなまつり・お別れ会・卒園式

※赤字は保護者参加の行事です。

※日程は、年度始めにお知らせしています。



【イエス団の保育 キリスト教保育って…?】

キリスト教保育は、キリスト信仰に基づく保育です。

私たちの保育園では「いつも一緒にいてくださる神様」のことを大切に保育に当たっています。

保育園生活の中で「お祈り」や「賛美」があります。「いつも一緒にいてくださる神様」を知ってほしいのです。神様は、一人一人のことをかけがえのない人として、この世に生を与え、愛してくださっています。お父さん、お母さん。おじいちゃん、おばあちゃん。ご近所の人もすべて誰一人漏れることなく愛してくださっています。身体の子、小さい子。足の速い子、遅い子。活発な子、物静かな子。身体や発育にハンデを持った子。どんな子も一人ひとりを神様は愛してくださっています。私たちは、一人ひとりが神様から託された大事な賜物(たまもの)として子ども達をとらえ保育いたします。

子ども達がたくさんの人たちに愛されていることを知って、もちろん神様に愛されていることを知って、いつか大人になる時に、愛する人になってほしい、愛する勇気を持った人になってほしいと願って保育しています。

【沿革】

1956(昭和31)年1月 C・Aローガン博士(米国宣教師)の日本伝道を記念し、賀川豊彦を中心とした全米募金のもとローガン記念石井教会会堂が建てられる。

1956(昭和31)年4月 光の子保育園開設。定員30名。

1963(昭和38)年9月 厚生省より認可。社会福祉法人イエス団が経営主体となる。定員60名。

1972(昭和47)年9月 旧館棟新築。

1975(昭和50)年3月 本館棟新築。定員90名。

1986(昭和61)年9月 第二園庭購入

2000(平成12)年3月 保育センター棟新築。一時的保育事業開始。乳児受入枠12名が可能に。

2010(平成22)年2月 旧館・本館棟、耐震補強工事完了。

2018(平成30)年12月 南園庭購入

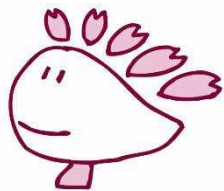
2023(令和5)年9月 南園庭購入(新園舎建築用地)

【社会福祉法人イエス団と賀川豊彦】

1909(明治42)年12月24日。神学生であった賀川豊彦は神戸のスラム街に住み込み、社会的に弱い立場の人々と生活を共にしました。その中で社会の矛盾を痛感し、救貧から防貧へと労働運動・農民運動・生協活動など様々な活動を展開しました。



賀川が関西地方で起こした事業を継承しているのが「社会福祉法人イエス団(救霊團)」で、賀川の遺志を「賀川精神」として大事に受け継ぎ、乳児院・障がい者施設・保育園・老人福祉施設など神戸市、兵庫県、大阪府、京都府、和歌山県、奈良県、香川県、徳島県で活動している法人です。



いいキッズ



① 一人ひとりをたいせつに

生後6か月から1歳児のお子様をお預かりします。

お子様は、一人一人の個性や発達の道すじが違います。一人一人に合わせた保育を大切にしていきます。

② 保護者の方と共に

保護者の皆様と情報や気持ちを共有できるように信頼関係を築き、お子様の保育を行いたいと考えています。

共に育てるパートナーになりたいと思っています。

③ 安心できる環境の中で

お子様の生活するスペースは衛生的で安全な環境を用意していきます。

安心できる環境の中で、しっかり遊び、おいしく食べてぐっすり眠り、成長を見守っていきます。

施設名 社会福祉法人 石井福祉会 いいキッズ

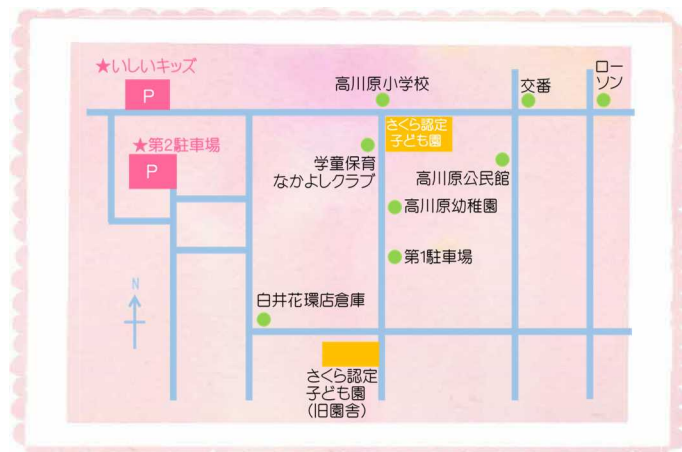
所在地 〒779-3223
名西郡石井町高川原字高川原313-9
TEL: 088-674-7898
FAX: 088-674-7899

開園時間 7:15~18:45

休園日 日曜日及び国民の祝日 年末年始

規模 敷地面積: 11929.9㎡
建築面積: 366.51㎡
屋外遊技場面積: 625.3㎡

事業内容 乳児保育 延長保育 一時保育 園開放





いいキッズの1年

4月 ★入園式 個人懇談

5月 端午の節句 内科・歯科検診

6月 ★保育参観

7月 たなばた会

8月 水あそび

9月 個人懇談

10月 ハロウィン 内科・歯科検診

11月

12月 ★クリスマス発表会

1月

2月 節分会 ★保育参観

3月 ひなまつり会

★保護者参加となります。

★年度により行事の変更がある場合もございます。

いいキッズの1日



7:15～7:45		早朝保育(延長予定)	
8:30～	保育短時間認定	保育標準時間認定	・ 順次登園
11:00～			・ リズム体操 ・ おやつ ・ クラス保育 ・ 昼食 ・ お昼寝
15:00～			・ おやつ ・ 自由遊び
16:30～			・ 順次降園
18:45			

※土曜保育について 8:00~18:00予定しています。

【費用】

- ・保育料「町保育料徴収基準表」によります。
- ・延長保育料 (月額)2,000円 (日額)300円
- ・その他、個人負担となるものがあります。

いいキッズの園児と職員

0歳(6ヶ月)~1歳児：定員45名



在籍人数(令和6年10月現在)	
0歳児 17名	1歳児 32名



園長	1名	
主任保育士	1名	
保育士	17名	看護師 1名
給食担当	2名(日清医療食品(株)業務委託)	
事務	1名	



気延のもりの保育園

理事長 手束 直胤

園長 久米 多恵子

徳島県名西郡石井町石井字石井 2033-2

電話 088-674-8355 FAX 088-674-8377

<保育理念>

気延のもりの保育園は、常に「誠の心」と「恕（じょ）の心」で子どもたちと向き合い、寄り添いながら子どもたちを育てゆきます。誠の心＝偽りのない心、恕の心＝相手を思いやる心です。子どもたちが毎日笑顔で明るく元気に過ごせるように、また子どもたちが仲間づくりの中で相手を思いやり、自分自身も大切にできる心を持った子どもたちを育てゆけるようにご家族の皆様、地域の皆様との緊密な連携を取った保育に努めます。

<保育目標>

- *たくましく生きる力を持った子ども
- *思いやりがあり、仲間や自分も大切にできる子ども
- *明るくのびのびと自己を表現できる子ども



<受け入れ年齢と入園定員>

*令和6年 10月1日現在

年 齢	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	計
定員数	15 名	20 名	25 名	30 名	90 名
現員数	16 名	28 名	24 名	30 名	98 名

<職員数>

園長	主任保育士	保育士	栄養士	調理員	事務員	合計
1 名	1 名	22 名	2 名	2 名	1 名	29 名

< 保育提供時間 >

保育標準時間	7時45分	～	18時45分（11時間）
保育短時間	8時30分	～	16時30分（8時間）
土曜保育時間	7時45分	～	18時00分

<保育料・延長保育料について>

利用者負担（月額保育料）	居住する市町村が定める利用者負担額（保育料）	
延長保育料 （右記の表参照）	朝：1回/15分ごと	100 円
	夕：1回/15分ごと	100 円
	月 額	2000 円

＜主な年間行事＞ ＊感染症等の状況によっては、行事の時期や内容を変更・中止する場合があります。

4月 入園式・慣らし保育



5月 親子バス遠足



6月 保育参観日



7月 水あそび



9月 祖父母参観日



10月 運動会



11月 秋まつり



12月 Xmas 会



2月 表現会



3月 卒園式

＜その他＞

＊園児が使用する午睡用布団及びタオル類については、専門業者に委託し衛生管理を行っております。（リース代・クリーニング代 一か月 2,000 円 R6. 10月現在）

＜保育園へのアクセス＞

＊駐車場 100台完備 朝夕の送迎は一方通行によりスムーズに行えます。

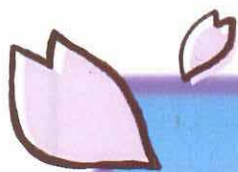




社会福祉法人 石井福祉会

さくら認定こども園

こころも、ほっぺも、さくら色。



認定こども園とは、幼児教育・保育を一体的に行う施設です。保護者の方の就労にかかわらず、就学までの幼児教育が受けられます。

在籍人数(令和6年度10月現在)	
2歳児	34名
3歳児	35名
4歳児	17名
5歳児	18名
	うち1号認定児8名

— ひとりひとりのキラリ★をのばす —

「得意なことは、自信を持って」「苦手なことは、挑戦できる働きかけや環境を」

子どもの発達や興味・関心・季節の移り変わりなどに応じ、目標やねらいをもって、発達を促すよう「時間」や「内容」を決め保育を行います。グループ活動や自由な内容で保育を行ったり、異年齢による合同保育もあります。

いろいろな遊びや活動を通して、子どもたちの意欲と活動を広げていきます。

「リトミック(2歳児のみ)」「絵画」「英語」「学研」は、専門の講師やコーチがレッスンをを行います。日常の保育とレッスンを組み合わせながら、就学への準備を行います。

<年間行事予定>

4月	出会い(慣らし)保育
5月	内科・歯科検診、個人懇談(新入児)
6月	人工呼吸講習会、水遊び(プール)開始、運動会
7月	七夕会
8月	水遊び(プール)終了
9月	個人懇談、オープンスクール
10月	内科・歯科検診、修了写真
11月	防火訓練、表現会、徒歩遠足(年少・年中・年長児)
12月	クリスマス会
1月	個人懇談、マラソン大会、不審者防犯訓練
2月	節分、交通安全教室
3月	新入児説明会、ひな祭り、ミニ修了式、巣立ちの集い

※感染症などの状況により、内容等が変更になる場合があります。

<保育時間>



開園時間		7:15~18:45
保育時間	短時間認定	8:30~16:30
	標準時間認定	7:15~18:15
延長保育(予定)		18:15~18:45
土曜保育(予定)		8:00~18:00

<費用>

- ・保育料は「町保育料徴収基準表」によります。
 - ・延長保育料—2,500円(月額)予定/10分ごと150円(日額)
 - ・その他、個人負担となるものがあります。
- ※延長料金等、金額は変更になる場合があります。



<令和6年度職員数>

園長	1名
副園長	1名
主幹保育教諭	1名
保育教諭	26名
事務職員	2名
給食担当職員 * 日清医療食品(株)業務委託	4名

<レッスンの紹介>

リトミック/カワイ音楽教室

絵画/カワイ絵画造形教室

英語/ジョンの英会話教室

※運動遊び/徳島 YMCA (年中・年長児希望者)

* 年度により変更になる場合もあります

さくら認定こども園

<所在地>

〒779-3223

名西郡石井町高川原字高川原 1254 番地 1

<連絡先>

Tel : 088-675-0280

Fax : 088-675-0282

e-mail : sakura-h@mx81.tiki.ne.jp

<休園日>

日曜及び国民の祝日、年末年始

<規模>

敷地面積 2277.63 m²

建築面積 1273.81 m²

屋外遊技場面積 800.98 m²

<事業内容>

- ・ 延長保育事業
- ・ 地域子育て支援拠点事業
- ・ 一時預かり事業



<園見学について>

事前にお問合せ下さい。感染症の感染状況によっては、見学の日程を調整させていただく場合もありますので、ご了承ください。

☆石井町立保育所の紹介☆



めざす子ども像

- ・健康で基本的生活習慣の身についた子ども
- ・豊かに感じ表現できる子ども
- ・自分で考え、意欲的に取り組み最後までがんばる子ども
- ・人の話を最後まで聞き、思っていることを正しく話せる子ども
- ・仲間を大切にし、協力し合っているのびのび遊べる子ども
- ・自然に親しみ関心を持つ子ども

保 育 所 名	定 員	対 象 年 齢	開所時間
浦庄保育所	70名	0歳児～3歳児	7時30分～19時
高原保育所	70名	0歳児～3歳児	7時30分～19時
高川原保育所	60名	0歳児～3歳児	7時30分～19時

※平成29年度から町立保育所入所対象年齢は0歳～3歳児までになりました。

◎休日は、日曜、祝祭日、年末年始

土曜日は縮小保育です。(半日保育、高原保育所で保育します。)

◎午前延長保育・・・7時30分～8時(申し込みと別途利用料が必要です。)

午後延長保育・・・16時30分～19時(18時～19時は申し込みが必要です。)



年間行事

4月	保育始まり・入所式	10月	運動会
5月	保護者会総会	11月	親子遠足・歯科検診
6月	歯科検診	12月	表現会・クリスマス会
7月	七夕まつり・保育参加	1月	お正月遊び
8月	プールあそび	2月	節分・幼稚園訪問・内科検診
9月	内科検診	3月	ひなまつり・お別れ会・保育修了

毎月 誕生会・身体測定・避難訓練等

その他行事については感染症予防や都合により多少変更することもあります。

◎保育所開放

未就園児に遊戯室や園庭を開放しています。

保育所	開放日
浦庄保育所	第2水曜日(10時～11時)
高原保育所	第3水曜日(10時～11時)
高川原保育所	第4水曜日(10時～11時)

※事前予約は、必要ありません。



問い合わせ先
石井町役場 子育て支援課
088-674-1623

